

認知症疾患医療センターの整備に関する国の動向について

厚生労働省の動き

◆「今後の認知症施策の方向性について」(平成24年6月18日発表)

○身近型認知症疾患医療センターの整備を記載

◆「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」(平成24年9月5日発表)

○早期診断等を担う医療機関の数
平成24～29年度 認知症の早期診断等を行う医療機関を、約500か所整備

◆「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」(平成24年10月9日厚生労働省通知)

○目標
認知症疾患医療センターを整備するとともに、認知症の鑑別診断を行える医療機関を含めて、少なくとも二次医療圏に1カ所以上、人口の多い二次医療圏では概ね65歳以上人口6万人に1カ所程度(特に65歳以上人口が多い二次医療圏では、認知症疾患医療センターを複数カ所が望ましい。)を確保すること

今後の認知症疾患医療センターの体制整備について当面の考え方(案)

※「都道府県・指定都市認知症施策担当者会議」(平成25年6月25日開催)において示されたものであるが、ビジョンを示したものであり、決まったものではないこと、細かいことは各自治体の意見を聞きながら一年間かけて検討していきたいと考えているとの説明が口頭にてあった。

- (1) 「地域型」を、二次医療圏域毎(347圏域)に設置する。
- (2) 「基幹型」を、身体合併症に対する急性期医療対応と空床確保を行うための拠点として設置する。
- (3) <(1)(2)を基本としつつ、> 65歳人口規模に応じ、「認知症医療支援診療所(仮称)」等を設置する。
- ①65歳以上人口6万人以下の二次医療圏については、「認知症医療支援診療所(仮称)」を優先して設置する。
又は、複数の二次医療圏による共同での「地域型」設置や、隣接する65歳以上人口6万人以上二次医療圏と一体的に「地域型」を設置する。

機能、人員体制等の比較(厚生労働省案)

		基幹型認知症疾患医療センター (都の指定なし)	地域型認知症疾患医療センター (都で12医療機関を指定)	認知症医療支援診療所(仮称)
対象医療機関		病院	病院	診療所
機能	専門医療相談	○	○	○
	鑑別診断	○	○	○
	早期診断・早期対応及び 危機回避支援(※)	×	○	○
	身体合併症・行動心理症 状への対応	○	○	○
	地域連携協議会の開催	○	○	×
	研修会の開催	○	×(都では○)	×
	救急・急性期対応 (空床確保)	○	×	×
人員 体制	医師	1名以上(学会認定専門医又は認知症の専門医療に5年以上従事した医師、兼務可)		
	臨床心理技術者	1名以上(兼務可)		認知症の鑑別診断に係る神経心理検査について一定程度の知識及び技術を修得している看護師、保健師、精神保健福祉士等1名以上
	医療相談室	2名以上(精神保健福祉士又は保健師等、1名は常勤専従)		
検査体制		CT・MRI・SPECTを有していること (SPECTは他の医療機関との連携可)	CT・MRI・SPECTを有していること (MRI・SPECTは他の医療機関との連携可)	検査体制を有する他医療機関との連携体制要
病 床		一般病床と精神病床を有していること	一般病床と精神病床を有していること (一方のみの場合は他医療機関との連携体制要)	

※認知症ケアに関する地域の対応力を高めるためのバックアップ

認知症医療支援診療所(仮称)地域連携モデル事業の実施(平成25年度)

◆市町村認知症施策総合推進事業の一メニュー(実施主体は区市町村)

◆事業内容

- (1) 認知症医療支援診療所(仮称)地域連携モデル実施委員会の設置及び運営
(2) 認知症医療支援診療所(仮称)における早期診断・早期対応及び危機回避支援の試行的実施

◆スケジュール

7月初旬 厚生労働省より事業実施要綱及び事前協議書提出依頼通知発出
7月中旬 事前協議書締切
8月19日 内示
9月6日 厚生労働省が伝達研修を実施

※区市町村は、事業協議書を都道府県との協議の上作成し、厚生労働省への提出及び承認を受ける。